

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月30日
【会社名】	株式会社WOW WORLD
【英訳名】	WOW WORLD Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 美濃 和男
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田七丁目20番9号
【電話番号】	03(6387)8080
【事務連絡者氏名】	社長室長 向 正裕
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目20番9号
【電話番号】	03(6387)8080
【事務連絡者氏名】	社長室長 向 正裕
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 145,612,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	71,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 2021年7月30日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	71,100株	145,612,800	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	71,100株	145,612,800	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,048	-	100株	2021年9月2日	-	2021年9月2日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社WOW WORLD 本店	東京都品川区西五反田七丁目20番9号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 大井支店	東京都品川区大井一丁目6番8号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
145,612,800	-	145,612,800

- (注) 1 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。
2 発行諸費用の該当はありません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額145,612,800円につきましては、2021年9月2日以降の諸費用支払い等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(2021年7月30日現在)

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)	
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 向原 敏和	
資本金	10,000百万円	
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%
	日本生命保険相互会社	33.5%
	明治安田生命保険相互会社	10.0%
	農中信託銀行株式会社	10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係(2021年7月30日現在)

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

(株式付与E S O P信託の内容)

E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託とは、業績等に応じて当社及び当社グループ会社従業員(以下「従業員」といいます。)に当社株式の交付を行う信託型の従業員インセンティブ・プラン(以下「本制度」といいます。)であります。

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式付与E S O P信託契約(以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を締結し、本信託を設定しています。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)とします。

本制度では、従業員を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)は、予め定める株式交付規程に基づき当社取締役が交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託契約は、信託管理人である公認会計士 田村稔郎氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当につきましては、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付が行われます。

本信託は本信託契約及び株式交付規程に従い、一定の受益者要件を満たす従業員を対象に当社株式の交付を行います。当社株式の交付につきましては、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使につきましては、本信託の場合には、信託管理人の指図に従い、受託者は当社株式の議決権を行使します。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本制度についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本制度実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当します。

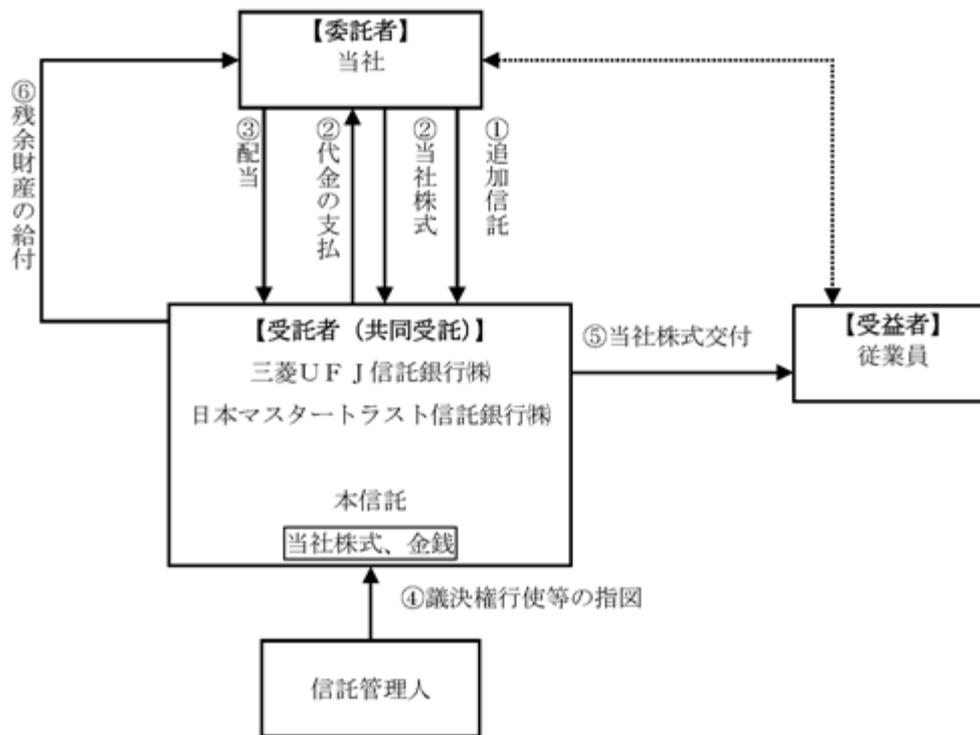
この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義につきましては受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

(参考)本制度の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	2016年5月25日(2021年4月30日付で変更)
延長後の信託期間	2016年5月25日~2026年5月31日(予定)
議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	145,612,800円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得
本信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数	71,100株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

< 本信託の仕組み >



当社は受益者要件を充足する従業員を受益者として設定した信託に金銭を追加拠出します。
本信託は上記の当社が追加拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、当社（自己株式処分）から取得します。
本信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社従業員に対して、当社株式を交付します。
本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、一定の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属します。

c 割当予定先の選定理由

当社は、2016年5月10日の取締役会において、従業員に経営参画意識を持たせ、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）の導入を決議しました。信託の延長にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との取引関係並びに事務サポートの実績等を含めて総合的に判断した結果、E S O P信託契約を延長することといたしました。

なお、本制度においては前述の「株式付与E S O P信託の内容」に記載したとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の共同受託者として各信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）」が割当予定先として選定されることになります。

今回の本制度の継続においても、割当予定先として、引き続き日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）を選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

71,100株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）は、本信託契約及び株式交付規程に従い、信託期間中の会社業績等に応じた当社株式を、退職時に従業員に交付することになっております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を、処分期日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認をするものいたします。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、本信託契約に従って定められた議決権行使の指図に従い具体的信託事務を担当いたします。その他の包括的管理業務については、本信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、本信託契約において確約をしております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日(2021年7月29日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である2,048円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該価額は、株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間(2021年6月30日から2021年7月29日まで)の当社株式の終値の平均値である1,988円(円未満切捨)に103.02%を乗じた額であり、当該取締役会決議の直前3か月間(2021年4月30日から2021年7月29日まで)の終値の平均値である2,053円(円未満切捨)に99.76%を乗じた額であり、もしくは同直前6か月間(2021年1月30日から2021年7月29日まで)の終値の平均値である1,918円(円未満切捨)に106.78%を乗じた額であることから、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記払込金額につきましては、当社の監査等委員会は、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価格には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社取締役に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.61%(小数点第3位を四捨五入、2021年3月31日現在の総議決権個数40,368個に対する割合1.76%)となります。

また、本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社従業員に交付が行われることから、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
野村證券株式会社 代表執行役社長 森田 敏夫 (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	13-1, NIHONBASHI, 1- CHOME, CHUO-KU, TOKYO, 1038011, JAPAN (東京都千代田区丸の内 1丁目 1-2)	366,200	9.07	366,200	8.91
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 1丁目8-12	342,800	8.49	342,800	8.34
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE)S.A. 107704 (旧: KBL EPB S.A. 107704) (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)	43 BOULEVARD ROYAL L-2955 LUXEMBOURG (東京都港区港南 2丁目15-1)	236,600	5.86	236,600	5.76
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2丁目11-3	134,600	3.33	134,600	3.28
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋 2丁 目4-2	101,200	2.51	101,200	2.46
美濃 和男	東京都目黒区	100,700	2.49	100,700	2.45
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 3丁目3- 1	95,700	2.37	95,700	2.33
西田 徹	東京都世田谷区	92,500	2.29	92,500	2.25
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(株式付与 E S O P 信 託口・75960口)	東京都港区浜松町 2丁目11-3	67,906	1.68	139,006	3.38
北村 秀一	東京都江東区	66,100	1.64	66,100	1.61
計	-	1,604,306	39.74	1,675,406	40.78

(注) 1. 2021年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割合は小数点以下第3位を四捨五入して、表示しております。

3. 上記のほか当社保有の自己株式372,255株(2021年3月31日現在)は、割当後301,155株となります。ただし、2021年4月1日以降の単元未満株式の買取分は含んでおりません。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2021年3月31日現在の総議決権数(40,368個)に本自己株式処分により増加する総議決権数(711個)を加えた数で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 [事業等のリスクについて]

「第四部 組込情報」に掲げた第26期有価証券報告書（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 [臨時報告書の提出]

「第四部 組込情報」に掲げた第26期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を2021年6月29日に関東財務局長に提出しております。

（2021年6月29日提出臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、2021年6月15日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

ブランド力強化のための施策の一環として、「株式会社エイジア」から新商号「株式会社WOW WORLD」とするため、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2021年7月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものいたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、美濃和男、中西康治、磯貝浩貴、朱田晋一、服部恭之、宮田一雄、弘子ラザヴィの7名を選任するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員）3名選任の件

取締役（監査等委員）として、長山裕一、川名愛美、山口里美の3名を選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

2018年6月28日開催の第23回定時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。対象取締役に付与する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、従来の「2年間から5年間までの間で取締役会が定める期間」から「本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの期間」とすることのほか必要な改正を行うこととあります。

上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間を変更するものではありません。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	30,422	217	0	99.29%	可決
第2号議案					
美濃 和男	29,556	1,083	0	96.47%	可決
中西 康治	30,336	303	0	99.01%	可決
磯貝 浩貴	30,297	342	0	98.88%	可決
朱田 晋一	30,311	328	0	98.93%	可決
服部 恭之	30,349	290	0	99.05%	可決
宮田 一雄	30,303	336	0	98.90%	可決
弘子 ラザヴィ	30,332	307	0	99.00%	可決
第3号議案					
長山 裕一	30,298	341	0	98.89%	可決
川名 愛美	30,342	297	0	99.03%	可決
山口 里美	30,291	348	0	98.86%	可決
第4号議案	27,233	3,406	0	88.88%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の過半数の賛成であります。

2. 賛成比率は、本株主総会の前日までに行使された議決権及び本株主総会当日に出席した株主の議決権の数の合計に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第3 [最近の業績の概要について]

2021年7月30日開催の取締役会において決議された第27期第1四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年6月30日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規程に基づく監査法人の監査レビューが終わっていないため、第1四半期レビュー報告書は受領していません。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,183,336	1,081,409
受取手形、売掛金及び契約資産	318,658	286,093
商品及び製品	12,094	11,997
仕掛品	86,907	610
貯蔵品	1,210	1,397
預け金	87,117	87,770
その他	54,242	72,730
流動資産合計	1,743,566	1,542,009
固定資産		
有形固定資産	128,317	128,103
無形固定資産		
のれん	520,350	506,656
その他	409,708	454,418
無形固定資産合計	930,058	961,075
投資その他の資産		
投資有価証券	272,196	268,904
繰延税金資産	91,453	134,543
その他	72,375	72,006
投資その他の資産合計	436,025	475,454
固定資産合計	1,494,401	1,564,633
資産合計	3,237,968	3,106,642
負債の部		
流動負債		
買掛金	40,220	33,792
1年内返済予定の長期借入金	159,167	159,444
未払法人税等	73,373	9,873
預り金	12,498	34,493
受注損失引当金	47,785	-
賞与引当金	59,048	26,249
契約負債	65,873	240,686
その他	173,710	145,201
流動負債合計	638,080	649,740
固定負債		
株式給付引当金	49,774	54,132
長期借入金	703,225	663,364
長期契約負債	5,322	103,377
株主優待引当金	5,476	5,476
資産除去債務	22,949	22,978
固定負債合計	786,747	849,327
負債合計	1,424,827	1,499,068
純資産の部		
株主資本		
資本金	322,420	322,420
資本剰余金	392,054	392,054
利益剰余金	1,269,342	1,060,427
自己株式	307,139	306,710
株主資本合計	1,676,678	1,468,192
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	66,612	64,025
その他の包括利益累計額合計	66,612	64,025
新株予約権	52,630	61,463
非支配株主持分	17,219	13,892
純資産合計	1,813,140	1,607,574
負債純資産合計	3,237,968	3,106,642

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	450,626	677,257
売上原価	180,669	316,789
売上総利益	269,956	360,468
販売費及び一般管理費	183,822	260,172
営業利益	86,134	100,295
営業外収益		
受取利息	137	-
持分法による投資利益	111	437
受取配当金	927	671
複合金融商品評価益	2,116	-
未払配当金除斥益	177	216
助成金収入	2,000	2,212
その他	2,043	151
営業外収益合計	7,514	3,690
営業外費用		
支払手数料	5,168	739
支払利息	-	1,814
雑損失	46	123
営業外費用合計	5,214	2,676
経常利益	88,433	101,309
税金等調整前四半期純利益	88,433	101,309
法人税、住民税及び事業税	11,889	6,023
法人税等調整額	12,714	34,133
法人税等合計	24,603	40,157
四半期純利益	63,830	61,152
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	282	5,402
親会社株主に帰属する四半期純利益	63,547	55,750

(四半期連結包括利益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益	63,830	61,152
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	49,744	2,587
その他の包括利益合計	49,744	2,587
四半期包括利益	113,574	58,565
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	113,291	53,162
非支配株主に係る四半期包括利益	282	5,402

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	88,433	101,309
減価償却費	11,585	24,005
のれん償却額	1,080	13,693
株式報酬費用	1,789	9,470
株主優待引当金の増減額(は減少)	2,122	-
賞与引当金の増減額(は減少)	17,717	32,799
受取利息及び受取配当金	1,064	671
株式給付引当金の増減額(は減少)	4,447	4,864
受注損失引当金の増減額(は減少)	-	47,785
助成金収入	2,000	2,212
支払利息	-	1,814
持分法による投資損益(は益)	111	437
複合金融商品評価損益(は益)	2,116	-
支払手数料	5,168	-
関係会社株式売却損益(は益)	-	-
売上債権の増減額(は増加)	41,939	44,204
棚卸資産の増減額(は増加)	4,083	67,191
仕入債務の増減額(は減少)	25,178	6,427
その他の流動資産の増減額(は増加)	22,533	20,859
その他の固定資産の増減額(は増加)	385	369
その他の流動負債の増減額(は減少)	116,945	33,722
その他の固定負債の増減額(は減少)	1,146	8,430
その他	22	29
小計	196,015	181,048
利息及び配当金の受取額	1,064	671
助成金の受取額	2,000	2,212
利息の支払額	-	1,801
法人税等の支払額	85,543	63,988
営業活動によるキャッシュ・フロー	113,537	118,143
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,591	17,898
無形固定資産の取得による支出	22,987	63,222
投資有価証券の償還による収入	5,430	-
その他	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,149	81,120
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	4,810	-
配当金の支払額	89,915	99,203
長期借入金の返済による支出	-	39,584
自己株式の取得による支出	-	77
財務活動によるキャッシュ・フロー	85,105	138,865
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,282	101,842
現金及び現金同等物の期首残高	983,223	1,270,442
現金及び現金同等物の四半期末残高	989,505	1,168,600

(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、クラウドサービス契約に関して、従来は、プロジェクトの進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、それ以外のプロジェクトについては工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、すべてのプロジェクトについて、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高が16,966千円増加し、売上原価は3,761千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ13,205千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は172,390千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社グループは、従来、一部の有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当事業年度より、全ての有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更しております。

当社グループは、前年度における株式会社コネクティの子会社化によるCMSクラウドサービスの提供及び前年度策定した中期経営計画に基づく各種施策を通じて、当社グループにおけるクラウドビジネスを中心としたサービス提供型ビジネスの重要性が更に拡大してきたことに伴い、当社の有形固定資産の実態を見直しました。その結果、当該資産は使用期間にわたり安定的に使用されること、また、新収益認識基準の適用に伴い、収益はより契約期間にわたり平準的に獲得されたことから、費用を当該資産の使用期間にわたり均等に負担する定額法に変更することが経済的実態をより適切に反映させる合理的な方法であると判断しました。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて決議し、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分について、2021年7月21日に払込手続が完了しました。

処分の目的及び理由

取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

処分の概要

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| (1) 払込期日 | 2021年7月21日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 8,521株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき2,007円 |
| (4) 処分総額 | 17,101千円 |
| (5) 募集または割当方法 | 譲渡制限付株式を割り当てる方法 |
| (6) 出資の履行方法 | 金銭報酬債権の現物出資による。 |
| (7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数 | 当社の取締役4名 8,521株 |

(自己株式の消却)

当社は、2021年7月30日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しました。

なお、現在当社が保有する自己株式372,255株(2021年3月31日現在)のうち、本日71,100株(約145,612千円)をE S O P信託に対して処分することを決議しており、さらに残りの自己株式全ての消却についても同時に決議するものです。

- | | |
|--------------|--|
| 1. 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 消却する株式の数 | 301,155株(消却前発行済株式総数に対する割合6.83%) |
| 3. 消却予定日 | 2021年9月17日 |
| 4. 消却の理由 | 2022年4月に予定されている東証市場区分見直しにおけるプライム市場移行を念頭に、流通株式比率の上昇と資本効率の向上を目的として、使途の定まっていない自己株式の消却を実施するものです。 |

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2021年7月30日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 処分の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 処分期日 | 2021年9月2日 |
| (2) 処分株式の種類及び数 | 普通株式71,100株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき2,048円 |
| (4) 資金調達額 | 145,612,800円 |
| (5) 処分方法 | 第三者割当による処分 |
| (6) 処分先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(株式付与E S O P信託口) |
| (7) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年7月30日の取締役会において、従業員に経営参画意識を持たせ、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の延長に伴い、本制度に対する金銭の追加拠出について決議しました。本自己株式処分は、E S O P信託の信託期間延長導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式

会社と締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は2021年3月31日現在の発行済株式総数4,412,400株に対し1.61%(小数点第3位を四捨五入、2021年3月31日現在の総議決権個数40,368個に対する割合1.76%)となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	2016年5月25日(2021年4月30日付で変更)
信託の期間	2016年5月25日~2026年5月末日 (2021年4月の信託契約の変更により、2026年5月末日まで延長予定)
議決権行使	信託管理人が指図を行い議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株処分に係る取締役会決議の前営業日(2021年7月29日)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社株式の終値である2,048円(円未満切捨て)としています。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、処分価額として合理的であると考えたためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会は、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価格には該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

第4 [自己株式の取得状況等]

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2021年6月28日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

株式会社エイジア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井指 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮一 行男
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイジアの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイジア及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社 CONNECTY HOLDINGの取得から生じたのれんの評価の妥当性及び減損の兆候の有無の判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社エイジアの当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん520,350千円が計上されている。注記事項「(重要な会計上の見積り)」に記載のとおり、当該のれんは2020年10月15日に取得による企業結合によって株式会社CONNECTY HOLDING及び同社の子会社である株式会社コネクティを子会社化したことに伴い発生したものであり、当該金額は総資産の16.1%を占めている。</p> <p>当該のれんについては取得時から10年にわたり定額法により定期的に償却されるが、資産の収益性が低下した場合には、その帳簿価額を減額し減損損失を認識する必要がある。</p> <p>株式会社エイジアは、株式会社CONNECTY HOLDING株式の取得原価のうち、のれんに配分された金額が多額である状況に鑑み、取得原価の決定の根拠となった株式会社CONNECTY HOLDINGの株式価値の算定に反映された、同社の事業計画の合理性を確かめることで、のれんの評価の妥当性及び減損の兆候がないことを確認している。しかしながら、当該事業計画には、主要顧客に対する営業収入見込み、新規顧客の獲得件数を踏まえた中長期売上高成長率、営業総利益率、販売費及び一般管理費率が営業利益に与える影響といった主要な仮定が用いられているため、その達成には高い不確実性を伴う。</p> <p>また、株式会社CONNECTY HOLDING株式の株式価値の算定に用いられた割引率の見積りについては、評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社CONNECTY HOLDINGの取得から生じたのれんの評価の妥当性及び減損の兆候の有無の判定の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社CONNECTY HOLDINGの取得から生じたのれんの評価の妥当性及び減損の兆候の有無の判定の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 事業計画の合理性の検討 株式会社CONNECTY HOLDINGの事業計画の作成に当たって採用された主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について、経営者に対して質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <p>主要顧客に対する営業収入見込み及び中長期売上高成長率について、過去実績と比較分析したほか、顧客の状況について質問した。また、外部機関が公表する市場予測情報における趨勢との整合性を検討した。</p> <p>営業総利益率、販売費及び一般管理費率について、過去実績と比較分析したほか、変動要因について質問した。</p> <p>事業計画について、取得日以降の実績値と比較した。</p> <p>上記手続の実施結果を踏まえて、事業計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の、当連結会計年度以降の営業利益の見込みに与える影響について検討した。</p> <p>(2) 専門家の業務の評価 外部専門家が作成した株式価値の算定に関する報告書を閲覧し、専門家の業務の評価を行った。これには以下が含まれる。</p> <p>専門家による評価対象を理解し、株式価値算定の評価方法を理解した。</p> <p>割引率の算定方法の合理性について当監査法人内の専門家を関与させた上、割引率の算定手法及び主な前提条件の考え方について検討するとともに、マーケットデータに基づき独自に試算した割引率との比較を行った。</p>

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エイジアの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エイジアが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

株式会社エイジア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井指 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮一 行男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイジアの2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイジアの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社CONNECTY HOLDING株式の評価損計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社エイジアの当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式593,292千円が計上されている。注記事項「(重要な会計上の見積り)」に記載のとおり、この関係会社株式には、2020年10月15日付で取得した非上場の子会社である株式会社CONNECTY HOLDINGの株式550,322千円が含まれており、総資産の21.2%を占めている。</p> <p>市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化、株式取得時に見込まれた超過収益力等の減少により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、株式の評価損の計上が必要となる。</p> <p>株式会社エイジアは、株式会社CONNECTY HOLDINGの有する超過収益力を反映して株式の取得価額を決定したことから、取得時点において、同社の純資産に対する持分相当額と同社株式の取得価額との間が乖離している。そのため、株式会社CONNECTY HOLDING株式の取得価額の決定の根拠となった株式会社CONNECTY HOLDINGの株式価値の算定に反映された同社の事業計画の合理性を確かめることで、当事業年度末において超過収益力が減少しておらず、実質価額が著しく下落していないことを確認している。しかしながら、当該事業計画には、主要顧客に対する営業収入見込み、新規顧客の獲得件数を踏まえた中長期売上高成長率、営業総利益率、販売費及び一般管理費率が営業利益に与える影響といった主要な仮定が用いられているため、その達成には高い不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、子会社である株式会社CONNECTY HOLDINGの株式の評価損計上の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、子会社である株式会社CONNECTY HOLDINGの株式の評価損計上の要否に関する判断の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 事業計画の検討</p> <p>株式会社CONNECTY HOLDING株式の評価損計上の要否判断の基礎となる事業計画の作成に当たって採用された主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について、経営者に対して質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <p>主要顧客に対する営業収入見込み及び中長期売上高成長率について、過去実績と比較分析したほか、顧客の状況について質問した。また、外部機関が公表する市場予測情報における趨勢との整合性を検討した。</p> <p>営業総利益率、販売費及び一般管理費率について、過去実績と比較分析したほか、変動要因について質問した。</p> <p>事業計画について、取得日以降の実績値と比較した。</p> <p>上記手続の実施結果を踏まえて、事業計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の、当事業年度以降の営業利益の見込みに与える影響について検討した。</p>

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。